

プロローグ

SNS(social networking service)は予想を超える速さで実生活の中に入り込んで来ている。ここ1・2年を見ても、SNS上への不適切な写真の投稿、2014年8月にはLINE上で大阪府議が中学生へ不適切なメッセージを送ったとしてマスコミにも取り上げられた。プレンスキー(Marc Prensky, 1946-)が“Digital Natives, Digital Immigrants”(2001)⁽¹⁾を公表して以来、教育現場でも「デジタルネイティブ」世代の教育の在り方についての模索が進んでいる中、今やSNS上のモラルをどうすべきかはまさに急務である。⁽²⁾ SNS上への不適切な写真やメッセージの投稿は必ずしも生徒や学生にとどまることなく、大人にも見られる現象である。一部にはFOMO(the Fear of Missing Out)として、取り残される不安・恐怖からSNS病とも言われ、SNSから離れられない原因のひとつかもしれない。いずれにしても、SNS上の不適切な投稿はマスコミに取り上げられているものは当然、氷山の一角でしかない。本論では特にスマートフォンの利用のSNS上のモラルの育成について考察していきたい。なお、nativeの表記は日本語では「ネイティブ」とする。(引用する場合には引用元の表記を尊重する)

1 デジタルネイティブからスマホネイティブへ

プレンスキーのデジタルネイティブ論はメディア社会がPCをメインにしたインターネット社会となった世代を代表する言葉として一世を風靡したが、少なくとも現在の日本を見る限り、このインターネット社会、さらに言葉を換えればデジタル社会で生まれた世代を『ソーシャルネイティブの時代』(2011)とする本さえ登場した。

しかし、ソーシャルネイティブの必須アイテムは PC でも携帯電話でもなく、スマートフォンであり、「スマホネイティブ」という言葉さえも誕生している。

《「スマートフォン」とも》音声通話以外に、インターネット接続、デジタルカメラによる撮影、動画や音楽の再生、ゲーム、スケジュール管理などができる高機能携帯電話。汎用のオペレーティングシステムが搭載されており、利用者は必要なアプリケーションソフトを端末にダウンロードして使用する。スマホ。SP。
→高機能携帯電話⁽³⁾

高機能携帯電話(多機能携帯電話)をスマートフォンとしているが、スマートフォンは形状と名前こそ電話機をイメージさせるが、その機能は PC と同様で、極端に言えばノート型 PC を携帯電話のサイズに小型化し、機能を圧縮したものと考えた方がよく、通話もできる手のひらサイズ PC という意識が必要である。日本のスマートフォンの原点をどこに置くかは難しいが、今ではガラケー(ガラ系)⁽⁴⁾とも揶揄されることもあるが、NTT の iモードは日本に携帯電話を定着させ、スマートフォンが普及する上で重要な役割を担ったことは否定できない。

- | | |
|--------|---------------------------------------|
| 1993 年 | インターネット商用化 (日本) |
| 1999 年 | iモード |
| 1999 年 | 高等学校に教科「情報科」新設、中学校の家庭科に「情報」の単元新設 (告示) |
| 2000 年 | 内臓型カメラ付携帯電話 |
| 2003 年 | 高等学校に教科「情報科」開始 (施行) |
| 2004 年 | マーク・ザッカーバーグが Facebook 開設 |

2005年	YouTube 設立。
2006年	Twitter
2007年	iphone
2007年	Facebook 本格参入
2008年	青少年インターネット環境整備法
2008年	出会い系サイト規制法
2008年	NHK スペシャル「デジタルネイティブ」 総合テレビ(11月10日) (11月13日再放送)
2011年	LINE、サービス開始
2012年	改正著作権法施行 (違法ダウンロードに罰則規定)
2013年	改正公職選挙法 (インターネット選挙運動の解禁)

2013年は日本でインターネットが商用化され 20 年を迎えた。「バイトテロ」などという言葉も登場した。スーパーやコンビニでのアルバイト従業員が冷蔵庫に入った写真などが SNS へ投稿され、社会問題化した。

そもそも 2013 年、主に青少年を中心に、なぜこれほどまでに炎上事件が多発するようになったのか。その原因の一つには青少年のスマートフォンの普及がある。⁽⁵⁾

総務省総合通信基盤局消費者行政課が 2013 年 9 月 3 日に「平成 25 年度 青少年のインターネット・リテラシー指標等」(以後、「リテラシー指標等」と略す)を発表した。⁽⁶⁾ この指標等は 2009 年 4 月 1 日施行の「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」に基づいて行われたものである。

「リテラシー指標等」でまず注目すべきことは 2012 年度と 2013 年度の比較にある。(ここではすべて西暦表記で統一する)

保有するインターネット接続機器（複数回答）

携帯／PHS	2012年度	39%	2013年度	17%
スマートフォン	2012年度	59%	2013年度	84%
タブレットPC	2012年度	6%	2013年度	12%
ノートPC	2012年度	49%	2013年度	44%
デスクトップPC	2012年度	24%	2013年度	23%

インターネットに接続する際、最もよく利用する機器（択一回答）

携帯／PHS	2012年度	25%	2013年度	6%
スマートフォン	2012年度	48%	2013年度	75%
タブレットPC	2012年度	1%	2013年度	2%
ノートPC	2012年度	13%	2013年度	7%
デスクトップPC	2012年度	7%	2013年度	4%

使用時間が2時間を超える割合

携帯／PHS	2012年度	14%	2013年度	5%
スマートフォン	2012年度	47%	2013年度	56%
タブレットPC	2012年度	13%	2013年度	14%
ノートPC	2012年度	18%	2013年度	15%
デスクトップPC	2012年度	19%	2013年度	17%

この調査は2013年6月から7月にかけて全国の公立・私立高等学校1年生約3500名を対象にしたものである。⁽⁷⁾スマートフォンがこの1, 2年に普及した裏付けともなるデータである。スマートフォンはタブレットPC、ノートPC、デスクトップをはるかに上回る利用率を占めている。

これに加えて（株）博報堂DYメディアパートナーズメディア7

環境研究所が2014年6月10日に発表した「メディア定点調査（東京）」でも興味深い結果がでている。⁽⁸⁾ 15～69歳男女を対象とした「メディア接触時間性年齢別比較」（全体 N=2085）によると、男性15～19歳、20代、女性15～19歳、20代はいずれも携帯・スマホがテレビを上回っている。男女共に30代以上はすべてテレビが他のメディアに比べて圧倒的にその接触時間が増えている。

「リテラシー指標等」や「メディア定点調査（東京）」でもはっきりしていることは、2013年度を境にスマートフォンの利用者が急増したこと、またその使用時間も2時間を越えるのも50%を超えている状態であることは、その普及ぶりが浮き彫りにされたことになる。若者にとってインターネットへの接続はPCではなく、スマートフォンが主流となっていることが最大のポイントである。

2 デジタル社会での表現の問題

2013年4月19日の改正公職選挙法によって、第23回参議院議員通常選挙以降のインターネット選挙運動が解禁された。インターネットによる投票までには至っていないものの、これは大きな変化だ。また、学生から研究者に至るまでコピペの問題は以前から取り上げられていたが、2014年になると博士論文の冒頭の十数ページがすべてコピペといったようなものさえ顕在化してきた。「利用の促進と規則順守」はなにもインターネットにまつわることだけでない。道交法が改正され、罰則が強化されても、飲酒運転等はいまだになくならない。携帯電話が登場した時にはその利用について、車内では利用しない、運転中に携帯電話は掛けないなど大きな問題となったが、機能の向上やメールの登場によりこうした問題は下火になったように思える。しかし、携帯電話の料金とスマートフォンの料金の差が縮まって来たこと、LINEなどの無料アプリの登場により利用頻度は格段に上がったと言える。総務省の「『スマートフォン安心

安全強化戦略』の発表」(2013年9月4日)の資料「高校生スマートフォン・アプリ利用とネット依存傾向に関する調査<速報>」(総務省情報通信政策研究所)」、その後の「高校生スマートフォン・アプリ利用とネット依存傾向に関する調査<調査結果 概要>」(2014年7月)によれば⁽⁹⁾、利用するソーシャルメディアで「見る／書き込みをする」する割合はLINEが85.5%、Twitterが66.9%、Facebookが24.3%、mixiが13.3%である。また、よくやりとりする人数では「今通っている学校の友だち」よりも「ソーシャルメディア上だけの友だち」の方が多くなっている結果も出ている。SNS上での新たな問題が浮き彫りにされてきた。

これまでの報道等の内容を整理すれば、モラル上の問題を考えていけば以下のように整理できるのではないだろうか。

- 1 小学生や中学生は SNS 上のやりとりで人間関係がうまくいかない。有害サイトや出会い系サイトなどの利用により犯罪等に巻き込まれる。
- 2 高校生や大学生は SNS への不適切なコメントや写真の投稿等が大きな社会問題化している。「バイトテロ」などの言葉も登場した。レポート等によるコピペの問題も大きな問題。
- 3 年齢に関係なく、カメラ機能によりいつでも、どこでも撮影ができ、さらにこれを SNS 上へアップすれば、肖像権・著作権、プライバシー等の問題へも発展しかねない。また、デジタル万引き (digital shoplifting) といった新しい問題も生じている。

小学生から大学生はまさにデジタルネイティブ世代であり、同時にスマホネイティブとも言える世代である。短いツイートやコメントでは十分な意図を伝えらず、また、読み手も十分に理解できずに誤

解を生んでしまう、あるいは、コメントが短かくなればなる程、表現が直截的になり、冷たいものになって来る。最初は相手が見えない分、遠慮があったかもしれないが、それもなくなってくるという現象が生じてくる。一方、社会人には全く問題がないかと言えばそうではない。確かに仕事等で有効に活用している面もあるが、政治家が中学生と LINE 上でトラブルが発生し、政党を除団されるケースも報道された。大きな意味では社員のモラルの問題ともなり、接客業では来店者や顧客の様子をツイートするなど、業務上の問題として顧客への信頼の喪失、個人情報への流出は企業にとっては大問題である。本稿では SNS 上の不適切な投稿等を中心にしたモラルの問題を取り扱うため、個人情報の問題についてはあえて取り上げない。

SNS 上の不適切なコメントや写真は SNS 上に 1 度アップされれば、単にアカウントを削除すればアップしたものが消えるわけではないが、このあたりのことが実は理解されているようで、理解されていないことに一番の問題がある。こうした現象はネットタトゥーとも呼ばれている。そもそもインターネットは「いつでも、どこでも、だれでも」といったユビキタスなものであり、インターネットの最大の特徴でもある。また、知らない間にリツイートされれば、最初の発信者とは全く別のルートで拡散されることになる。SNS の最も有効な点であると同時に怖い点でもある。特に写真等はこうしたことから 1 度ネット上にアップされれば、事実上、抹消することはできないといふことだ。やっかいなことは自分が撮影した写真や動画だけでなく、自分が被写体になっている場合にも同様ということだ。理屈では分かっているが、当事者になって初めて実感するといったようなことが散見される。理屈として理解していても、実感が伴っていないということになる。

3 モラルは誰が教えるのか

「躰」や「モラル」は一体誰が教えるのか。何でもかんでも学校がこれを教えるというものではないだろう。改正教育基本法には次のように謳われている。

(家庭教育)

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

「躰」や「モラル」の第一義的責任は保護者であり、学校は支援する立場にある。携帯電話やスマートフォンを購入するのは個人であり、未成年者は保護者の承諾なくして購入することはできない。従って、少なくとも高校生までは家庭教育のあり方は重要だ。しかし、事が起きてしまえば、内容にも依るだろうが、生徒が在学する学校にまで問題は波及してくる。

文部科学省「学校における携帯電話の取扱い等について（通知）」（20 文科初第 1156 号、2009 年 1 月 30 日）⁽⁹⁾には次のような取扱い要領が示されている。

(1) 小学校及び中学校

1 携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、小・中学校においては、学校への児童生徒の携

携帯電話の持込みについては、原則禁止とすべきであること。

- 2 携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合その他やむを得ない事情も想定されることから、そのような場合には、保護者から学校長に対し、児童生徒による携帯電話の学校への持込みの許可を申請させるなど、例外的に持込みを認めることも考えられること。このような場合には、校内での使用を禁止したり、登校後に学校で一時的に預かり下校時に返却したりするなど、学校での教育活動に支障がないよう配慮すること。

(2) 高等学校

- 1 携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のないものであることから、授業中の生徒による携帯電話の使用を禁止したり、学校内での生徒による携帯電話の使用を一律に禁止したりするなど、学校及び地域の実態を踏まえ、学校での教育活動に支障が生じないよう校内における生徒の携帯電話の使用を制限すべきであること。
- 2 学校が学校及び地域の実態を踏まえて生徒による携帯電話の学校への持込みを禁止することも考えられること。

「学校における情報モラル教育の取組について」は以下のように示されている。

学校への携帯電話の持込みの禁止や、使用禁止を行うことだけでは、児童生徒を「ネット上のいじめ」やインターネット上の違法・有害情報から守ることはできないことから、このような情報化の影の部分への対応として、他人への影響を考えて行動することや有害情報への対応などの情報モラルをしっかりと教えることが重要であること。

平成 21 年 4 月から小・中学校で一部先行実施される学習指導要領においても、総則において各教科等の指導の中で「情報モラルを身に付け」ることが明記されており、「児童生徒が利用する携帯電話等をめぐる問題への取組の徹底について（通知）」

（平成 20 年 7 月 25 日付け 20 文科初第 49 号初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知）に示した点にも留意して、より一層情報モラル教育の充実に取り組むこと。

上記の通知は国が世情を鑑み、通知を発信したことは言うまでもないことだ。しかしここで重要なことは、モラル教育実践者のデジタルコミュニケーション能力ではないだろうか。家庭においては保護者がどれだけ SNS を利用し、自身がその功罪を体験しているか。学校においては教員自身が SNS をどれだけ使いこなし、児童・生徒・学生に納得させるような事例紹介などができるのか、企業にあってはいわゆるデジタルイミгранトの上司にあたる者が SNS をどのように捉えているのかといったことも実は重要ではないかと思える。すでに、デジタルネイティブ世代が社会人となる時代を迎えているだけに、家庭、学校、企業ではデジタルイミгранトが情報モラル教育を実践することとなる。情報モラル教育の実践者は単なるスマートフォン所有者ではなく、SNS の利用者であり、SNS 上でのコミュニケーションについて問題意識を持っていることが必要である。

エピローグ

e-Japan 戦略(2001 年度～2005 年度)のもと ICT はすっかり社会の中に入り込んだ。国立教育政策研究所は OECD が進める PISA (Programme for International Student Assessment)の事務局を担っているが、PISA2012 の結果からは日本の ICT 教育が OECD 平

均から見てもほとんど下回っていることも注目しなければならない。SNS の定着との乖離があまりにも大きいということだ。⁽¹⁰⁾

2014年8月25日に文部科学省より発表のあった全国学力テストと共に行った児童生徒アンケートで、平日、携帯電話やスマートフォンで1時間以上の通話、メール、インターネットをしているのは小学6年生で15.1%、中学3年生で47.6%との調査結果が発表された。これをテストの結果と比べると、使用時間が長いほど、成績が低いことの傾向があることもわかった。さらに1時間以上TVゲーム（携帯・スマホを含む）をしているのは小学6年生が54.4%、中学3年生が55.9%、4時間以上と回答している小中学生はともに10%前後に上る。⁽¹¹⁾

e-Japan 戦略はある意味着実に児童・生徒までに浸透していることがわかるが、e-Japan 戦略が小学生・児童にとってはまずゲームという最も身近なところにあったという皮肉な結果ともなっている。

学校でどのような情報教育、情報モラル教育を行い、学校への持込みを制限、禁止しようが、携帯電話やスマートフォンを買い与えているのは保護者である。今こそ家庭教育の在り方が問われているのではないかと思われる。2014年8月13日の報道によればLINEの利用者は世界で5億人に達するという。⁽¹²⁾ 2011年6月にサービスを開始して3年あまりでこの普及振りだ。こんな時代の中、デジタルネイティブの保護者がスマホネイティブのこども達とどのように対峙するのか。そして、まだまだデジタルイミгранトが主流をしめる社会でスマホネイティブのこども達をどう指導していくのかは、デジタルイミгранトがSNSを使いこなし、デジタル社会を実感していかない限り、児童・生徒だけにデジタル機器の利用方法の教育を施しても真の意味でSNS上のモラルなど進展はしないのではないだろうか。

注

- (1) Marc Prensky. “Digital Natives, Digital Immigrants”はインターネットの公開のものを利用した。
(<http://www.marcprensky.com/writing/prensky%20-%20digital%20natives,%20digital%20immigrants%20-%20part1.pdf#search='digital++natives%2C+digital+immirants'>)(2014年8月16日アクセス)
- (2) 佐々木隆『『デジタルネイティヴ』とは何か』(『むらおさ』第20号、むらおさ同人会、2014年7月)でも取り上げた。
- (3) 「スマートホン」(デジタル大辞泉の解説)
(<http://kotobank.jp/word/%E3%82%B9%E3%83%9E%E3%83%BC%E3%83%88%E3%83%9B%E3%83%B3>)(2014年8月17日アクセス)
- (4) 「ガラケー」(語源由来辞典)
(<http://gogen-allguide.com/ka/galakei.html>)(2014年8月19日アクセス)
- (5) 「炎上多発の年、解決の鍵はスマホネイティブ」
(<http://buzzoo.jp/social/article/2613>)(2014年8月17日アクセス)
- (6) 「平成25年度 青少年のインターネット・リテラシ指標等」
(http://www.soumu.go.jp/main_content/000247066.pdf)(2014年8月17日アクセス)
- (7) Ditto.
- (8) 「メディア環境の『イマ』 メディア定点調査(東京)」
(<http://www.media-kankyo.jp/wordpress/wp-content/uploads/teiten2014.pdf>)(2014年8月20日アクセス)
- (8) 「学校における携帯電話の取扱い等について(通知)」(20文科初第1156号、2009年1月30日)
(http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1234695.htm)

(2014年8月22日アクセス)

- (9) 「高校生のスマートフォン・アプリ利用とネット依存傾向に関する調査<速報>」(総務省情報通信政策研究所、2013年5月)
(<http://www.soumu.go.jp/iicp/chousakenkyu/data/research/survey/telecom/2014/internet-addiction.pdf>)(2014年8月24日アクセス) / 高校生のスマートフォン・アプリ利用とネット依存傾向に関する調査<調査結果 概要>」(総務省情報通信政策研究所、2014年7月)(http://www.soumu.go.jp/main_content/000302913.pdf)(2014年8月24日アクセス)
- (10) 「国立教育政策研究所」(<http://www.nier.go.jp/kokusai/pisa/index.html>)(2014年8月27日アクセス)
- (11) 文部科学省「平成26年度全国学力・学習状況調査の結果について」(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakuryoku-chousa/onota/1349697.htm)(2014年8月27日アクセス) / 「国立教育政策研究所」(<https://www.nier.go.jp/14chousakekka/houkoku/summaryb.pdf>)(2014年8月27日アクセス)
- (12) 「LINE利用者、5億人突破へ スペイン語圏から攻勢」(<http://www.asahi.com/articles/ASG8D5DCRG8DULFA00V.html>)(2014年8月27日アクセス)

キーワード：デジタル社会、モラル、デジタルネイティヴ、SNS